

CVS再認定 申請要領

(2013年 3月一部改定)

(2016年 4月一部改定)



公益社団法人 日本バリュー・エンジニアリング協会

CVS認定制度とは

CVS (Certified Value Specialist) 資格は、VEの指導・推進・実践を担える人材を広く育成するために、VEに関する正しい知識と極めて高いスキルを持つ人材に与えられるものです。有資格者は、米国をはじめ世界の国々の様々な分野で活躍しています。

CVS認定制度のプログラム(試験内容・認定基準・手続き・実施要領等)はその認定を行っているSAVE International(以下「米国VE協会」)が定めており、日本での認定試験と再認定審査を本会が代行しています。

この試験及び審査は、米国VE協会と同等の基準で、申請者が有しているVE知識のみならず実務経験や応用力も併せて審査するもので、審査に合格し、米国VE協会認定されると、日米双方のVE協会にCVSとして登録されます。

I. 再認定・再登録について

CVSの認定・登録は4年間有効で、再認定・再登録を受けるには本会及び米国VE協会への申請が必要です。申請がなされなかった場合は、認定・登録が自動的に取り消されます。取り消された方がCVS資格を再取得するには、もう一度試験を受けて合格しなければなりません。

再認定料 33,000円(消費税込)

● 登録の取り消しについて

5頁のCVS倫理綱領に反するような行為等が認められた場合は、登録が取り消されることがあります。

● “CVS-Life”について

CVS制度の改定により、CVS-Life(終身CVS)の新規認定は2016年度からされなくなりました。そのため、2016年度以降は3回目の再認定後も再認定の申請と再認定料の支払いが定期的に必要となります。

Ⅱ. CVS再認定申請の要件

4年間で、次の各要件を満たしていること。

カテゴリー	項目	
カテゴリー1 VE実践活動	申請者の立場によって要件が異なります。 次の(1)(2)のいずれかを選択 してください。4年の間に立場が変わった場合は、点を比率配分してください。	
	(1)申請者の立場が主に【VE実務者】の場合 48点以上のVE活動 （10時間につき1点、端数時間は切上計算）。 ※12件以上あること。 ※上記点の50%以上は、チームリーダー又はファシリテーターとして参加した活動によるものであること。	
	(2)申請者の立場が主に【VE管理者】の場合 次の①～③で、合計32点以上 （端数時間は切上計算）。	
	①社内のVE推進者として活動した場合 （フルタイムでない場合は比率配分で算出）	8点／1年
	②社外の顧客にVE指導・教育等を行った場合	1点／5時間
	③VE教育を社内外で行った場合	1点／5時間

カテゴリー	項目	
カテゴリー2 VE学習活動	次の①～⑤で、合計8点以上 （端数時間は切上計算）。	
	①VEに関する研究会又は勉強会等に参加した場合	1点／10時間
	②VEに関する大会・セミナーに参加した場合 ※例：VE全国大会、VE関西大会、VE阪神セミナー等	1点／10時間
	③VEに関する講座、研修会を受講した場合	1点／10時間
	④大学でVEに関する授業を受け、単位を取得した場合	1点／1単位
	⑤対象期間中に次の公的資格を新たに取得し、現在も登録している場合 ※技術士、公認会計士、1級建築士、中小企業診断士、J-CMC（全日本能率連盟）から2つまで	5点／1資格

カテゴリー	項目	
カテゴリー3 VE普及・協力活動	次の①～⑥で、合計10点以上 （端数時間は切上計算）。	
	①VEに関する論文等を執筆し、専門家の審査を経て発表した場合 ※共著の場合は、比率配分する。	3点／1編
	②VEに関する論文等を執筆し、専門家の審査を経ずに発表した場合 ※共著の場合は、比率配分する。	1点／1編
	③VEに関する記事等を書き、本会「バリュー・エンジニアリング」誌や他の専門誌で発表した場合 ※共著の場合は、比率配分する。	1点／1編
	④VEに関する映像メディア、コンピュータソフト、Webコンテンツ等を製作した場合	3点／1件
	⑤VEに関する発表・講演等を社内外で行った場合	1点／1回
	⑥VEに関する非営利法人の社会貢献活動への支援	
	▶申請者本人又は申請者の所属組織（法人・団体又はその事業所・工場等）が、会員として当該法人の社会貢献活動を支援した場合	1点／1年
	▶当該法人の社会貢献活動に、リーダー又はメンバーとして直接参画した場合 ※例：震災復興支援活動	1点／5時間
	▶支部組織に参画し、当該法人の地域貢献活動を支援した場合 ※例：支部運営委員 ⇒東日本支部の部会はカテゴリー2の①	4点／1年
▶支部長又は副支部長に就任し、当該法人支部組織の地域貢献活動を支援した場合	8点／1年	
▶本部の委員会組織に参画し、当該法人の社会貢献活動を支援した場合 ※例：委員	4点／1年	
▶委員長又は副委員長に就任し、当該法人の社会貢献活動を支援した場合	8点／1年	
▶役員に就任し、当該法人の社会貢献活動を支援した場合 ※例：理事、監事	10点／1年	

※ 米国VE協会からの求めにより、証明資料の提出をお願いすることがあります。

Ⅲ. 再認定料（33,000円）の納入方法

1. 銀行のATMから振り込む場合

最寄りの都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫のATMから、次の口座に振り込みください。

<振込先>

銀行名	三菱UFJ銀行
支店名	駒沢大学駅前支店
口座種別	普通預金
口座番号	0394063
口座名義	公益社団法人 日本バリュー・エンジニアリング協会 試験係

注1) 依頼人の欄には、申請者本人の氏名・電話番号をご記入ください。

注2) 振込手数料は、申請者負担でお願いします。

注3) 再認定申請書の9頁に振込日等をご記入ください。領収証の貼付は不要です。

2. 郵便局から払い込む場合

最寄りの郵便局から、備え付けの「郵便振替払込書」を使用して、次の口座に払い込みください。

<払込先>

口座番号	00190-6-536596
加入者名	日本VE協会 試験係

注1) 払込人の欄には、申請者本人の住所・氏名・電話番号をご記入ください。

注2) 払込手数料は、申請者負担でお願いします。

注3) 再認定申請書の9頁に払込日等をご記入ください。領収証の貼付は不要です。

Ⅳ. 再認定申請書の送付先

公益社団法人 日本バリュー・エンジニアリング協会
事務局 鈴木 [E-mail : suzuki@sjve.org]
〒154-0012 東京都世田谷区駒沢1-4-15 真井ビル6階
TEL.03-5430-4488 / FAX.03-5430-4431

※ 申請書の送付後、上記の担当者から連絡がない場合は、申請が問題なく受理されたとご判断いただき、認定証が届くまでお待ちください。認定証は通常、年内中に届けられる予定です。

C V S 倫理綱領

VEの専門家として、CVSは次の各項目を遵守しなければならない。

1. 高い理想を掲げ、専門知識水準の向上に努め、社会に貢献する。
2. 顧客と企業の信頼に応えるため、誠意をもって職務を遂行し、その秘密を守り、勤勉かつ誠実に奉仕する。
3. つねに広い視野をもち、偏見をもたずに他人の意見やアイデアを尊重する。また著作権など、知的財産権の侵害となるような行為は厳に慎む。
4. 自己のあらゆる行動において、つねに真実・正確・公平そして品位を保ち、専門家としての名誉と能力を疑われるような行為を慎む。
5. 公共のために自己の専門的経験・知識を活用し、あらゆる機会をとらえ、社会にVEを普及することに努める。
6. VE活動の効率向上のために、つねに改善を推進するとともに、最新技法や適用拡大について研究に努める。
7. つねに一貫性・公平・寛容・尊敬の念をもってこの倫理綱領を守り、CVSの権威を保ち、同じ分野の専門家と協力する。
8. 専門技術の充実のために、教育訓練を通して、高い人格と専門技術をもった専門家の育成に力を尽くす。
9. リーダーシップが求められていることを自覚し、社会人としての道徳的責任を果たし、CVSの名を汚さないように配慮する。
10. CVSはその資格を取得したことによって、専門家としての能力を完全に備えたとはいえないことを十分に認識しておく。